

認知症の人と家族の会
「伊賀地域つどい・交流会」

【と き】 10月28日(火)
午後1時30分～4時
【ところ】 本庁舎 2階会議室 202
※認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

問 地域包括支援センター
東部サテライト
☎ 45-1016 FAX 45-1055

いが SHOKO マルシェ



アクセサリや雑貨、おいしいものが大集合！あなたの知らない伊賀がいっぱいの魅力あふれる楽しいマルシェにぜひお越しください。

【と き】 11月8日(土)
午前10時～午後3時

【ところ】 阿山 B&G 海洋センター駐車場

問 伊賀市商工会
☎ 43-0014 FAX 43-1580

献血のご案内

- 10月30日(木)
午前9時30分～11時30分
午後1時～4時
本庁舎 1階市民スペース
 - 11月2日(日)
午前10時～正午
午後1時30分～4時
アピタ伊賀上野店
- ※日程は変わる場合があります。

問 健康推進課
☎ 22-9653
FAX 22-9666



認知症カフェ



時間内の出入りは自由です。
午前10時30分以降は、簡単な体操やゲームなどを行います。

◆いがオレンジカフェ

【と き】 10月14日(火)
午前10時～11時30分(受付時間)

【ところ】 ハイトピア伊賀
4階ミーティングルーム
問 地域包括支援センター
☎ 26-1521 FAX 24-7511

◆オレンジカフェあやま

【と き】 10月15日(水)
午前10時～11時30分(受付時間)

【ところ】 阿山保健福祉センター
1階ホール
問 地域包括支援センター
東部サテライト
☎ 45-1016 FAX 45-1055

第4回おおよまだ人権
大学講座 in ライトピア

【と き】 10月14日(火)
午後7時30分～9時

【ところ】 ライトピアおおよまだ ホール
【内 容】
○演題：「障がい者への理解を深めるために」
○講師：三重県立度会特別支援学校
教頭 小倉 泉さん

【定 員】 80人程度
【申込方法】 当日までに氏名、電話番号を下記まで

申・問 ライトピアおおよまだ
☎ 47-1160 FAX 47-1162
✉ raitopia@city.iga.lg.jp

くらしの情報

くらしに関わる催しやお知らせなどを掲載しています。最新の情報は市ホームページをご覧ください。二次元コードから詳しい情報を見ることができます。
※特に記載がない催しは無料・申込不要

イベント・募集

離乳食教室



【と き】 11月18日(火)
午前10時～11時30分

【ところ】 ハイトピア伊賀
4階多目的室・調理実習室

【内 容】 離乳食前期（はじめて～2回食）の話、調理・試食

【定 員】 9人
（先着6人まで託児あり）

【申込方法】 参加する保護者の氏名・住所・電話番号、こどもの氏名・生年月日、託児の有無を下記まで

【申込受付開始日】
10月29日(水) 午前9時

申・問 子育て支援室
☎ 22-9665 FAX 22-9666

上野総合市民病院
外来診療担当表

ライガとライナ



問 上野総合市民病院医療事務課
☎ 24-1111 FAX 24-2268

お知らせ

ひとり親家庭を支援します



問 こどもの育ち支援課 ☎ 22-9609 FAX 22-9646

伊賀市にお住まいの20歳未満のこどもを養育しているひとり親家庭の母または父が対象です。そのほかの要件もありますので、まずはご相談ください。※すべて、事前相談が必要です。

◆高等職業訓練促進給付金事業

資格を取得するため、養成機関で6月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる人に支給します。

【対象資格】

- 看護師（准看護師） ○保育士 ○介護福祉士
- 作業療法士 ○理学療法士 ○歯科衛生士
- 美容師 ○社会福祉士 ○製菓衛生師 ○調理師
- シスコシステムズ認定資格 ○LPI 認定資格

【支給期間】

修業する期間に相当する期間 ※上限は4年間

【支給額】

- 市民税非課税世帯の場合：10万円／月
（最終年度のみ14万円／月）
- 市民税課税世帯の場合：7万500円／月
（最終年度のみ11万500円／月）

◆自立支援教育訓練給付金支給事業

厚生労働大臣の指定する教育訓練講座を受講し、修了した場合に支給します。

【対象講座】

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座

【支給額】

対象講座の受講料の60％相当額 ※上限20万円
※支給額が1万2,000円を超えない場合は対象外

◆母子・父子・寡婦福祉資金貸付事業

母子・父子・寡婦家庭の経済的自立を促し、こどもの福祉を充実させるため、低利または無利子で各種資金（就業資金、修学資金など）の貸付が受けられます。

お知らせ

障害基礎年金をご存じですか



問 ○保険年金課 ☎ 22-9659 FAX 26-0151
○津年金事務所 ☎ 059-228-9112

障害基礎年金は、国民年金加入中や20歳になる前に病気やけがなどで、法令に定められている障害等級表の1級または2級に該当しているときに受給できる年金です。（身体障害者手帳の等級とは異なります。）

【受給要件】

①から③のすべての要件を満たしているときは、障害基礎年金が支給されます。

①障害の原因となった病気やけがの初診日が次のいずれかの間にあること

- 国民年金加入期間
 - 20歳前または日本国内に住んでいる60歳以上65歳未満で年金制度に加入していない期間
- ※老齢基礎年金を繰り上げて受給している人は除く。

②障害の状態が、障害認定日*（障害認定日以後に20歳に達したときは、20歳に達した日）に、障害等級表に定める1級または2級に該当していること

*障害認定日…病気やけがにより初めて医師などの診療を受けた日から1年6カ月を過ぎた日、または1年6カ月以内にその病気やけがが治った場合（症状が固定した日）をいいます。

③初診日の前日に、初診日がある月の前々月までの被保険者期間で、国民年金の保険料納付済期間（厚生年金保険の被保険者期間、共済組合の組合員期間を含む。）と保険料免除期間をあわせた期間が3分の2以上あること

※③の特例として、初診日において65歳未満であれば、初診日の前日において、初診日がある月の前々月までの直近1年間に保険料の未納がなければよいことになっています。

※20歳前の年金制度に加入していない期間に初診日がある場合は、③の要件は不要です。

広告



当店には、 **1級眼鏡作製技能士 時計修理技能士が在籍**

メガネ 補聴器 時計 宝石 ブライダルリング

廣井時計眼鏡店

伊賀市上野魚町（銀座一丁目）

TEL 0595-21-0881